

大

日弁連業3第803号

2024年（令和6年）11月22日

法務大臣 鈴木馨祐 殿

日本弁護士連合会

会長 津上玲子

弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修について（報告）

弁護士法第5条の3第2項の規定に基づき、標記研修の履修の状況について、別紙のとおり報告します。

報告事項1 研修生の氏名及び生年月日

仲 賢介	[REDACTED]
茶谷 栄治	[REDACTED]
大川 忠模	[REDACTED]
宮崎 貴博	[REDACTED]
佐藤 宏俊	[REDACTED]
奥川 恵司	[REDACTED]
王子田 誠	[REDACTED]
坂下 奈津子	[REDACTED]
松澤 大輔	[REDACTED]
河 紗香	[REDACTED]
鶴田 晋幸	[REDACTED]
松崎 剛祐	[REDACTED]
林 太郎	[REDACTED]
宮澤 龍太	[REDACTED]
河合 隆晴	[REDACTED]
長瀬 亮介	[REDACTED]
田尻 有斗	[REDACTED]
行木 慎一	[REDACTED]
本馬 朝子	[REDACTED]
柏木 麗	[REDACTED]

報告事項2 令和6年度研修カリキュラム

※ この研修は、寒さなど「やむを得ない事情」が無い限り欠席は認められません。

月	日	曜日	午前	午後	総合研修 時間	実務研修 時間	備考
研修受講申請受付							■①訴状(1)、②訴状(2)、③弁論要旨等、④準備書面、⑤契約書起案を配付
	13	火	ガイダンス・民事裁判手続		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時 研修を始めるに当たってのガイダンス、司法研修所の民事第一審手続解説ビデオ上映と解説、基礎的な択一式問題
	14	水	刑事弁護概論		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時 司法研修所の刑事弁護ビデオ上映と解説、基礎的な択一式問題
	15	木					■①訴状(1) 起案提出【午前中必着】
	16	金					
	17	土			—	—	
	18	日			—	—	
8月	19	月	民事弁護概論	要件事実	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	20	火	立証活動	事実認定	5		【午前】10時～午後1時 【午後】2時～4時
	21	水	刑事弁護(1)	刑事弁護(2)	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	22	木	訴状(1)講評		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	23	金					
	24	土			—	—	
	25	日			—	—	
	26	月	法律事務所における実務研修 (8/26-9/20)				
	27	火	※執務の開始・終了時刻は 事務所によって異なります。				
	28	水					■②訴状(2) 起案提出【午後5時30分必着】
	29	木					
	30	金					
	31	土					
9月	1	日					
	2	月					
	3	火					
	4	水					
	5	木					
	6	金					
	7	土					
	8	日					
	9	月					■③弁論要旨、④準備書面、⑤契約書 起案提出 【午後5時30分必着】
	10	火					
	11	水					
	12	木					
	13	金					
	14	土					
	15	日					
	16	月					
	17	火					
	18	水					
	19	木					
	20	金					
	21	土					
	22	日					
	23	月					
	24	火	訴状(2)講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	25	水	準備書面講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	26	木	弁論要旨等講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	27	金	契約書・和解条項講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	28	土	集合研修の確認 弁護士倫理		6		【午前】10時～11時30分 【午後】12時30分～5時
					60	152	

報告事項3 研修生の研修における出席状況及び受講態度

本年度の研修生の出席状況及び受講態度について、以下のとおり報告します。

[集合研修]



[実務研修]



報告事項4 研修の課程を修了したと法務大臣が認めてよいかどうかについての
意見

1 研修の課程を修了したと認められる者

仲 賢 介
茶 谷 栄 治
大 川 忠 模
宮 崎 貴 博
佐 藤 宏 俊
奥 川 恵 司
王子田 誠
坂 下 奈津子
松 澤 大 輔
河 純 香
鶴 田 晋 幸
松 崎 剛 祐
林 太 郎
宮 龍 太
河 隆 晴
長 亮 介
田 尻 斗
行 有 慎
本 木 一
柏 馬 朝 子
木 麗

2 研修の課程を修了したと認められない者

なし

報告事項5 その他参考となる事項

1 本年度の研修生

本年度の研修を受講する者（以下「研修生」という。）は20名で、内訳は裁判所事務官1名、衆議院法制局参事1名、法務事務官2名、企業法務8名、企業法務及び公務員1名、公務員5名、特任検事1名、大学教授1名であった。

2 本年度のカリキュラムについて

本年度のカリキュラムは、報告事項2のとおりである。

本年度も、基本講義（集合研修Ⅱ）の前に2日間、民事、刑事の各訴訟手続に関する基礎的な研修（集合研修Ⅰ）を実施し、民事については、司法研修所の「民事訴訟第一審手続の解説ーある保証債務履行請求事件を題材としてー」（令和元年版）、刑事については、司法研修所制作による「はじめての裁判員裁判」及び「はじめての否認事件」の各DVDを上映しながら講師による解説を行った。また、研修生に研修開始時点での理解度を確認してもらうために、民事・刑事の基礎的な択一式の問題を行った。

集合研修Ⅱの最終日には、事前に作成・提出してもらった起案（起案1）を講師が添削し、評価（A B C D）を付した上で研修生に返却するとともに、基礎的な講評を行い、その後の起案作成に向けて理解を深めてもらうこととした。

また、本年度は、コロナ禍前に実施していた昼食懇談会を実施した。講師らと共に食事をとりながら、研修生から本研修の受講に際しての悩みや疑問を聞くとともに、実務研修及び後半の集合研修に向けた課題や起案作成に関する助言等を行い、多数の質問と活発な意見交換がなされていた。

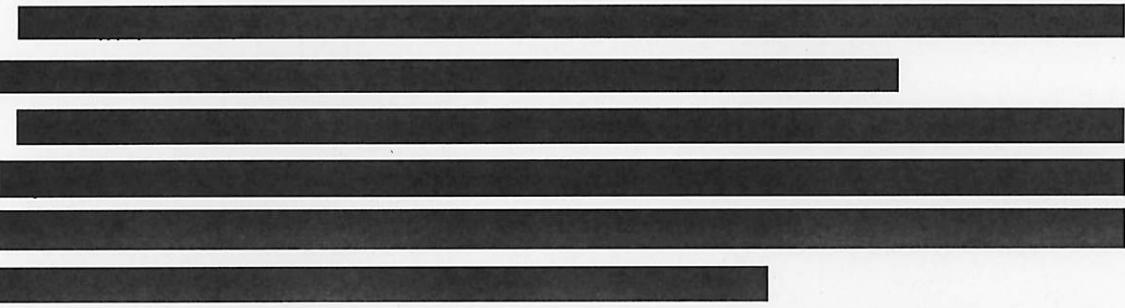
3 研修の結果について

本年度の研修の結果は、報告事項4のとおりである。

本研修を修了したと認められるか否かの評価については、本研修を企画・運営する日弁連総合研修センター（以下「研修センター」という。）において決定した評価に関する意見を踏まえ、本会の会長、副会長等を構成員とする研修修了審査会議において決定することとなっている（「弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則」第10条）。また、これに先立ち、研修センターでは、集合研修担当講師及び実務研修担当弁護士から履修状況についての報告を受け、その結果を踏まえ評価を行った（「弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修における日弁連総合研修センターの評価及び意見に関する基準」

第2条乃至第4条)。

なお、評価に当たって、集合研修Ⅰ、Ⅱについては、研修生の応答、受講態度等を考慮し、また集合研修Ⅲについては、起案2乃至5の各起案の内容に講評での応答、受講態度等を加味して評価し、実務研修については、研修の内容に執務姿勢等を加味し評価を行うこととなっており、これらを総合的に評価し、弁護士業務を行うに足りる能力の有無を検討し、判断することとしている。



今回提出された再起案は、いずれも以前の起案より進歩し、実務家としての水準に達しているものと評価された。

これに基づき、研修センターは、研修生全員が本研修の全ての課目を履修したと評価した。

4 研修の修了について

研修修了審査会議は、前記研修センターの評価に関する意見を踏まえ、各研修生につき「研修の課程を修了したと認められるか否か」について協議し、法務大臣に対しいずれの研修生についても「研修が修了したと認められる」旨の意見を提出することを決した。

5 その他

(1) 受講状況について



(2) 予習について

法務省が受講経験者を講師にするなどして、研修に臨む姿勢についてガイダンスを行ない、その後研修生同士の話し合いの機会を設けたことは、効果があったと思われる。全体的には、例年に比べて予習を行っていた様子が見られた。

以上

【参考資料】 令和6年度弁護士となる資格付与のための指定研修(報告事項1及び4)

大川 忠模
宮崎 貴博
佐藤 宏俊
松澤 大輔
河 紗香
宮澤 龍太
行木 慎一
本馬 朝子
柏木 麗
仲 賢介
茶谷 栄治
鶴田 晋幸
林 太郎
河合 隆晴
松崎 剛祐

【参考資料】 令和6年度弁護士となる資格付与のための指定研修(報告事項1及び4)

坂下 奈津子
王子田 誠
奥川 恵司
田尻 有斗
長瀬 亮介

※整理番号03は欠番